皆野町「親鼻橋河原河川広場」施設使用者募集要項

令和5年12月

埼玉県秩父郡皆野町

< 目 次 >

	1	趣旨		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2 P
2	2	施設值	吏用者	香の!	基本	医要	件																										2 P
(3	実施均	易所と	: 立:	地0)概	要					•	•	•	•																•		2 P
4	4	募集组	条件等	Ē			•					•	•	•	•																•		2 P
į	5	施設值	吏用者	香の:	経費	負	担					•	•	•	•																•		5 P
6	3	募集ス	方法																												•		5 P
-	7	審査(こつし	いて	•	•			•							•				•	•		•				•			•	•		7 P
8	3	募集	• 選定	門に	関す	トる	留	意	事	項						•				•			•				•			•	•		8 P
Ç	9	営業院	捐始予	定	•			•				•	•	•	•																•		8 P
1 ()	協議会	会との)使.	用契	22約	締	結					•		•	•						•	•	•			•			•			8 P
1	1	問合も	せ先	(事:	務局	易)			•				•		•	•					•	•	•	•			•			•			8 P
「余	見鼻	橋河原	亰河 川	広	場」	施	設	使	用	参:	加	申	請	書	(様	式	1 -	号)		•	•	•			•			•			9 P
Γſ	立置	図」を	別紙 1	I		•		•				•	•	•	•											•						1	0 P
「耆	都市	・地均	或再生	等	利月	月区	域	平	面	図]	別	紙	2																		1	1 P
۲	5月	区域。	平面区		別刹	ÆЗ																										1	2 P

1 趣旨

親鼻橋周辺の荒川は、ライン下りやラフティングの出発点になっていることや、広大な河原を擁することから、川遊びやバーベキューなどのアウトドアレジャーのメッカとも言える場所となっています。

皆野町では、「親鼻橋河原河川広場」をバーベキューを主たる事業とする施設として地域の活性化を図るため、「親鼻橋河原河川広場利用調整協議会」(以下「協議会」という。)を設置し、地域の合意形成等を図るとともに、埼玉県知事あて「都市・地域再生等利用区域」の指定等に関する要望を行い、平成27年2月20日付け河川敷地占用許可準則(以下「準則」という。)第四章「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」に基づき、都市及び地域再生等利用区域(以下「当該区域」という。)の指定を受けました。

ついては、当該区域内における皆野町の占用施設(広場及び広場と一体をなすバーベキュー場等)を使用し営業活動を行う者(以下「施設使用者」という。)の募集を次のとおり行います。

2 施設使用者の基本要件

当該区域において、バーベキューを主たる事業とし、川遊びやイベント開催など多目的 に活用し、皆野町を訪れる観光客の誘致の拠点として地域への回遊性を促し、恒常的な賑 わいを創出する取組を行う者であること。

また、地域と協働して良好な水辺空間の保全確保を行うことができる者であること。

3 実施場所と立地の概要

(1)場所

対象区域は、一級河川荒川右岸(埼玉県秩父郡皆野町大字下田野字上川端 1250 番地 先)の別添平面図に示す区域(都市・地域再生等利用区域)とする。

(2) 利用区域の面積

 $1.8, 0.00 \, \text{m}^2$

(3) 位置図·付近見取図

別紙1「位置図」参照

別紙2「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

4 募集条件等

(1) 使用形態

広場並びに広場と一体をなすバーベキュー場及び売店等

(2) 使用箇所及び面積

別紙3「占用区域平面図」参照

合計占用面積

1, 853. 9 m²

① 工作物の敷地の用に供する土地

 $206.9 \,\mathrm{m}^2$

② 河川敷地 を原形のまま使用させる土地

 $1, 647.0 \text{ m}^2$

施設使用者は、利用区域内で施設使用の計画を立案、各占用施設の面積を積算し、 申請する。

皆野町は必要と認める場合、施設使用者の計画に基づき、占用区域(面積)の変更 を行う。

(3)使用期間

使用契約締結日から令和7年3月31日とする。

(4) 営業時間

原則午前8時から午後5時までとする。ただし、季節や天候、イベント開催等により 営業条件が異なるため、施設使用者において判断することを認める。

(5) 定休日

規定しない。施設使用者が設定する場合は、現地案内表示、ホームページ等により表示すること。

(6) 使用権の譲渡の禁止

自ら営業し、使用権の譲渡はできない。

(7) 売店

移動撤去可能な簡易なもの(仮設テント、移動販売車等)により行うこと。

(8)環境への配慮と公共空間の適正管理、回遊性の確保

- ① 周辺環境に配慮し、利用区域内の清掃、草刈り及び剪定を行うこと。
- ② 騒音対策、ゴミ処分、トイレの増設・位置周知などを現地指導・表示板・配布物等により適宜実施し、公共空間としての適正な管理を行うこと。
- ③ 周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促すこと。
- ④ 皆野町、皆野町観光協会及び皆野町商工会等が行う誘客事業に協力をすること。

(9) 利用者への安全確保

水難事故や利用区域内の交通事故等に対する防止対策を講じること。

チラシ、看板及び巡回等により注意喚起するとともに、増水時には避難指示を適時・ 的確に行うなど利用者の安全確保に万全を期すこと。

(10) 第三者への対応

- ① 苦情には迅速かつ真摯に対応すること。
- ② 利用区域において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害があったときは責任を持って解決を図り、損害賠償が発生した際の責務を負う。また、不測の事態に備えて賠償責任保険に加入すること。

(11) 事故等への対応

① 営業区域内及び周辺において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を

行うこと。

② 事故等が発生した場合は、占用者へ速やかに報告すること。

(12) 法令尊守、報告

- ① 年1回以上、事業計画書及び実績報告書(事業内容、収支状況、利用者数等)を 提出すること。
- ② 施設の利用状況等の報告を毎月に行うこと。
- ③ 営業にあたり関係法令(河川法、消防法、食品衛生法、文化財保護法など)を遵守すること。また、占用者からの運営上必要な指導に速やかに従うこと。
- ④ 都市・地域再生等利用区域の「許可方針」、占用許可申請に基づく「許可条件」 の内容を尊守すること。

(13) 契約の解除

次の各号に該当する場合には契約を解除する。なお、契約を解除したときは、既納の 河川占用料相当額を占用者は返還しない。

- ① 河川敷地の占用期間が満了し、事業を終了したとき。
- ② 河川占用料相当額の納付を怠り、かつ、占用者の催告を受けても納付しないとき。
- ③ 営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。
- ④ 占用者が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。
- ⑤ 本契約の規定に重大な違反があったとき。
- ⑥ 施設使用者に起因する問題が発生し、占用者の申入れを受けないとき又は申入れ を受けたにかかわらず改めないとき。

(14) 原状回復義務

契約期間満了または施設使用者に起因する契約解除により退去する場合は、原状回復のうえ返還するものとする。

(15) 損害賠償請求

- ① 契約期間の満了後、または本契約の解除に伴い退去する場合、それを理由に損害 の補填又は補償を占用者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。
- ② 自己が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填 又は補償を占用者、河川管理者及び協議会に請求することはできない。

(16) 名勝・天然記念物への配慮

当該区域は、国の『名勝・天然記念物「長瀞」』に指定されているため、現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をする場合は、事前に皆野町教育委員会に申し出ること。

(17) 河川利用の継続

現在、ラフティングやライン下り、散策等の河川利用があるが、契約締結後もその利用を妨げないよう関係団体と調整を図ること。

(18) 災害時における土地の提供

平成26年2月の大雪災害時に当該地は雪捨て場として活用された教訓を踏まえ、

災害時において国や地方公共団体から要請があった場合は土地の提供に努めること。

5 施設使用者の経費負担

施設使用者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。ただし、(1) は条例に基づき徴収されるため、変更になる場合がある。

- (1)河川占用料(埼玉県流水占用料等徴収条例等による)
 - ① 工作物の敷地の用に供する土地

占用施設:移動販売車、簡易販売施設 (テント、屋台等)、自動販売機、飲食店等に付帯する軽易な設置物 (イス、テーブル等)、イベント施設、洗い場、便所等占用料:年額 160円/㎡ ・・・・(固定分)

② 河川敷地を原形のまま占用させる土地

占用施設:広場、キャンプ場、バーベキュー場及びこれらに付属する駐車場等 占用料:年額 1,500円/アール ・・・(固定分) 河川占用料は、毎年度開始後、速やかに河川占用料相当額を皆野町に納入するものとする。

- (2) 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費(備品の購入、人件費、材料費等)
- (3) 清掃、環境、安全対策、名勝・天然記念物への配慮等に関する費用
- (4) 増水時の工作物等の移動に係る費用
- (5) 原状回復費用

6 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表 令和5年12月21日(木)

質問書受付 令和5年12月21日(木)~令和6年1月11日(木)

質問書回答 令和6年1月17日(水)

応募書類受付 令和5年12月21日(木)~令和6年1月23日(火) 使用者決定 令和6年2月上~中旬(施設使用者選定等委員会)

 審查結果通知
 令和6年2月下旬

 使用契約締結
 令和6年3月中旬

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する皆野町及び長瀞町内に法人登記している法人または支店(営業所等を含む)を有する法人(以下「法人」という。)とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。応募 資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団 (以下「暴力団」という。)のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者 ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者 ※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外 の者」という
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 応募書類提出時、町税、県税又は国税を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者

(3) 応募方法

受付期間内(令和5年12月21日(木)~令和6年1月23日(火))に(5)の応募 書類を全て整えて事務局へ持参すること(土日祝日を除く午前9時~午後5時の間) 郵送、宅配便等での提出は不可とする。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を事務局に送付(FAX可)すること。 (質問書受付期間:令和5年12月21日(木)~令和6年1月11日(木)午後5時必着) 回答は、令和6年1月17日(水)午後5時までに、町のホームページに掲載する。回 答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとし、質問書の受付期間終了後の 応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類(各1部)

- ① 参加申請書(様式1号)
- ② 企業等概要説明書
- ③ 定款(写し可)
- ④ 決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等)
- ⑤ 施設使用企画提案書

施設使用企画、清掃環境対策計画、増水時工作物移動計画、原状回復計画(原状回復等に係る資金計画、撤去計画、その他原状回復等に関する資料)、水難防止対策計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、交通安全対策計画、損害賠償対応計画、地域貢献計画

- ⑥ 収支計画書(営業準備、運営、維持管理等)
- ⑦ 納税証明書(国、県及び皆野町若しくは長瀞町が発行したもの)

(6) 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。 図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる 程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、 必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

(8) 施設使用者の決定

「親鼻橋河原河川広場施設使用者選定等委員会」(以下「選定委員会」という。)において、応募者の中から企画内容や経営状況を総合的に審査の上、施設使用者の候補者(以下「候補者」という。)を決定する。

7 審査について

(1) 選定委員会

選定委員会が、応募書類及びプレゼンテーションの結果を踏まえて審査、決定する。

(2) 審査方法

応募書類に基づき応募者が行うプレゼンテーション審査とする。ただし、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(3)審査基準

- ① 事業の安定性・継続性
- ② 観光客誘致の拠点として周辺への波及が認められ、地域の活性化に資する計画
- ③ 地域、事業への理解度

(4) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は令和6年2月上~中旬を予定している。
- ② 審査結果は各応募者に通知する。
- ③ なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がないときは、選定しない場合がある。

8 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は 候補者の決定を取り消すことがある。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合

9 営業開始予定

候補者は、令和6年4月の開業に向け準備を行うものとする。

10 占用者(皆野町)との使用契約締結

候補者は、施設の運営に関して、占用者(皆野町)との間で、本要項及び提案内容に基づく施設使用契約を締結すること。

11 問合せ先(事務局)

皆野役場 産業観光課 商工観光担当

〒369-1492 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1

電 話 0494-62-1462 (直通)

FAX 0494-62-2791

URL http://www.town.minano.saitama.jp/

(様式1号)

令和 年 月 日

親鼻橋河原河川広場利用調整協議会

会 長 黒澤 栄則 様

住 所

法人名

皆野町「親鼻橋河原河川広場」施設使用参加申請書

標記、募集要項の規定に基づき申請します。

1 事業の目的

.

- 2 占用施設の面積
 - ①工作物の敷地の用に供する土地

m²

②河川敷地を原形のまま占用させる土地

m²

3 使用期間

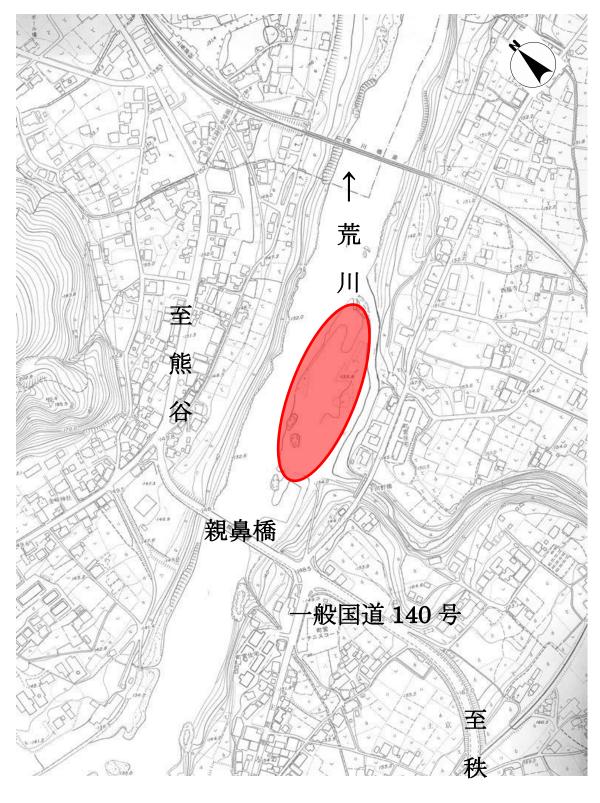
使用契約締結日から令和7年3月31日

- 4 提出書類(各1部)
 - (1) 企業等概要説明書
 - (2) 定款(写し可)
 - (3) 決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等)
 - (4) 施設使用企画提案書

一施設使用企画、清掃環境対策計画、増水時工作物移動計画、原状回復計画(原 状回復等に係る資金計画書、撤去計画書、その他原状回復等に関する資料)、 水難防止対策計画、し尿処理計画、給水及び排水計画、交通安全対策計画、 損害賠償対応計画、地域貢献計画

- (5) 収支計画書(営業準備、運営、維持管理等)
- (6) 納税証明書

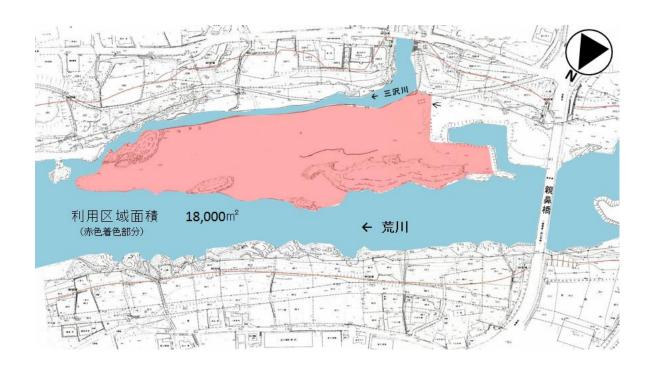
位 置 図



父

都市 • 地域再生等利用区域 平面図

別紙2



別紙3

占用区域平面図

